

指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施にご配慮願いたい。

なお、特別検査における改善勧告等については、業務管理体制データ管理システムの「お知らせ」欄において情報提供しているので参考にされたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

広域的に事業展開を行う事業者のように、指定事業所の指定権者等と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供に十分ご配慮願いたい。

国（本省及び地方厚生局）が業務管理体制監督権者である事業者が運営する指定事業所等に関する監査情報等については、幅広く情報提供いただくとともに、指定等取消処分相当事案となった場合には、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする（権限の行使要請の様式は平成21年6月24日付け老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに当室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする（報告の様式等は前述介護保険指導室長通知を参照）。

（３）自治体における体制整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、業務管理体制に関する監督業務への対応を含め、サービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置、指定都道府県事務受託法人制度の活用を検討いただくなどの実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

なお、昨年４月に、これまで都道府県が行っていた指定事務、指導監督及びそれに伴う指定取消等の処分等の事務が指定都市・中核市に移譲されたところであるが、一部の指定都市及び中核市においては必要な体制の整備が出来ていないところも見受けられるので、必要な体制等の整備を図るとともに、都道府県においても指定都市・中核市に対する事務支援等、引き続き、円滑な事務の遂行に協力いただきたい。

（４）その他

平成２５年度においても、引き続き、本省及び地方厚生局において、自治体への実地ヒアリングを実施することとしているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。